

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）9条において準用する5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、更新の日付を平成28年12月7日として行った愛の手帳の交付（更新）決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、3度に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の実際の生活において、「知的能力」は、ラジオ・新聞等を日常生活に利用することはできず、給料の処理もできない。「社会性」は、対人関係を理解し、良好に保ち集団行動を行うことは難しい。「意思疎通」は、実際は聞いた内容を理解できていないことが多く、自分が話をしたいことを一方的に話すため内容が伝わってこないこと等が多く、「身辺生活」にも配慮が必要である。

加えて、本件審査請求書に添付した平成29年2月2日付けの主

治医の診断書でも、請求人は、自閉症、中度精神遅滞と診断され、日常生活の困難さが指摘されており、本件処分は不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年6月16日	諮問
平成29年7月25日	審議（第11回第4部会）
平成29年8月21日	審議（第12回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

(1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。

(2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の写

真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、上記申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めるときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」が4度（軽度）とされている。

- (3) 都要綱7条は、手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、12歳、18歳に達した時、又はこの間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により知事に更新の申請をしなければならないとし、また、都要綱9条は7条の規定による手帳の更新については、3条及び5条の規定を準用するとしている。
- (4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等につい

では、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー式による知能検査の結果は、IQ 50と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に該当するものとして、「4度」に相当すると記載されている。

イ 「知的能力」について

文字や数の理解という点では、「朝」、「顔」（いずれも小学校2年生の学習内容）程度の漢字が読め、ふりがなをふることができるが、繰り上がり、繰り下がりのある計算は難しく、九九の定着も不十分である。一方で、高校2年生の時に道に迷った際、自ら警察官に援助を求め帰宅することができたエピソードからは、自らの知識、経験から物事を判断し、応用をする能力があると考えられる。

以上のことから、個別判定基準表における「表示をある程度理解し簡単な加減ができる（3度相当）」を上回る能力があると判断し、「テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる」に該当する「4度」に相当すると記載されている。

ウ 「職業能力」について

高校2年、3年生時の3回の実習は、それぞれ就労継続支援B型の事業所で行っている。チラシを折る、葉書に切手を貼る

等の作業であったが、両親によると特に問題はないという評価であったということである。一般の就労より手厚い支援のある環境では単純作業が可能であるものと判断した。

以上のことから、個別判定基準表における「単純作業は可能ではあるが、時に助言等が必要（４度）」よりは、支援の必要度の高い「助言等があれば、単純作業が可能」に該当する「３度」に相当すると記載されている。

エ 「社会性」について

幼なじみがいるがコミュニケーションが上手くいかないと暴言を吐く、イライラして蛇口を壊すことがある旨を、判定時に聴取している。しかし、周囲の保護者から「挨拶ができていいわね」と言われることや、それぞれ９日から１０日の実習においても特に問題を指摘されることはなかったことを両親から聴取している。また、４時間近くに及ぶ判定場面でも、請求人は終始礼節を保っており、対人関係において特段の問題は感じられなかった。また、請求人の学校生活での集団行動に困難があるとの陳述は両親からはなかった。

以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能（３度）」を上回る社会性を有していると判断し、「対人関係の理解及び集団行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」に該当する「４度」に相当すると記載されている。

オ 「意思疎通」について

判定時、請求人は視線を合わせて挨拶をし、質問（生年月日、通学手段、実習先名、好きな物のこと等）に対して的確に応答し、会話がかみ合わないことはなかった。また、自分が話したいことを一方的に話すようなこともなかった。さらに知能検査の場面では、小学校１年から２年生程度の漢字交じり文の書

き取りが可能であった。

以上のことから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能（3度）」を上回る意思疎通が可能であり、「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」に該当する「4度」に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」について

気分の波があるためデパケンを服用しているものの、大きな病気や怪我等があるとは聴取していない。

以上のことから、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」に該当する「4度」に相当すると記載されている。

キ 「日常行動」について

イライラして蛇口を壊す、友人とコミュニケーションが上手く取れないと暴言を吐くことがある、下校途中にごみ集積所で時計を探したことがある、というエピソードを判定時に両親から聴取しているが、両親から現在、請求人はバスで単独通学していることを聴取しており、電車は一人で乗った経験はないが、たぶんできると思うとの陳述があった。請求人が自分のやりたいことを制限されると気持ちをコントロールできず、乱暴な態度をとるという内容は、判定時に両親から陳述はなかった。

以上のことから、個別判定基準表における「日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない（4度）」よりは配慮を要するが、「日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要（2度）」にまでは至らないと判断し、「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」に該当する「3度」に相当すると記載されている。

ク 「基本的生活」について

判定時の両親の陳述によると、食事はこぼしつつも箸で食べ

ることができる。自らは調理できないが、電子レンジを使用することはでき、また店で購入することができる。排泄については、便器の周囲を汚すことがあり、またその汚れをふき取るとはしない。入浴は一人でしているが、背中を洗うことは難しく、シャンプーを使いすぎる傾向がある。歯磨きは一人でしているが、洗面は意欲がないため、しないとのことであった。請求人の面接の前半に心理担当者が両親から（一次）聴取を行ったが、その後、両親の要望により再度医師が（二次）聴取を行っている。

以上のことから、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能（４度）」に完全に該当するとは言えないと判断し、「身近生活の処理がおおむねできる（３度）」との中間に相当と記載されている。

ケ 上記のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全８項目中５項目が４度（中度）、同じく２項目が３度（軽度）、１項目が３度と４度の中間相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等及び両親からの聴き取り調査により得られた所見等に基づくものであって、これらから得られる請求人の状態について、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められるから、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体としておおむね４度程度に該当するものと判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的発達症、自閉症スペクトラム障害、気分障害を有する。」と、心理学的所見欄には「CA18 MA7:9 IQ50 鈴木ビネー改訂版、平成28年11月28日検査実施」と、社会診断所見欄には「卒業後の進路を視野に入れ、社会経験を積み適応力を養うような支援が望まれる」と、それぞれ

れ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、本件判定書において示されているプロフィール各項目のうち障害程度4度相当の判定に疑問を呈しており、また、本件審査請求書に添付した平成29年2月2日付けの主治医の診断書からも、本件処分は不当であると主張しているものと解せられる。

しかし、前述（1・(2)及び(4)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定4度（軽度）であると判定するのが相当であることは、上記（2・(3)）のとおりであるから、仮に請求人の日常生活における状況や身体障害等の状態が請求人の主張するようなものであって、また、他の医療機関で本件判定書と異なる診断が本件処分後になされていたとしても、そのことをもって適正な判定に基づいてなされた本件処分が違法又は不当なものであるということにはならず、請求人の主張には理由がないものと言うほかない。

- 4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 及び別紙2 (略)